

福井市監査告示第15号

令和4年3月28日付け監査告示第11号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月11日

福井市監査委員 谷川 秀 男
福井市監査委員 浅野 信 也
福井市監査委員 下畑 健 二
福井市監査委員 村田 耕 一

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
- 2 措置を講じた部局等 教育委員会事務局学校教育課（放課後児童育成室）
- 3 措置通知を収受した年月日 令和4年4月27日
- 4 措置内容

指摘事項	措置内容
<p>令和2年度の国の保育対策総合支援事業費補助金において、一部の実施事業について交付申請が行われなかったため、当該事業分の補助金交付を受けることができなかった。</p> <p>これは、当該補助金を交付申請する子育て支援課と、当該事業を実施している学校教育課（放課後児童育成室）とで、意</p>	<p>年度当初に補助金の事業内容や年間スケジュールを十分確認し、また補助金交付申請に係る手続の進捗状況を把握するためのチェックリストを作成し、所属間で確認を行った。</p> <p>今後は、このような事態が発生しないよう、所属間の連携を強化しながらチェックリストにより適切な事務処理を行っていく。</p> <p>また、万が一重大な事案が発生し</p>

思の疎通が十分に図られずに交付申請に係る連携が不足していたこと、及びそれぞれの所属においてチェック体制が不足していたことに起因していた。

また、当該補助金の交付申請漏れが判明した時点における組織への報告についても不十分であった。

補助金の交付申請に当たっては、適切な事務処理をすることはもとより、チェック体制を強化し、重大な事案については直ちに報告する体制を整備されたい。

た場合には、①直ちに所属長まで報告②所属長は教育長、部長等まで報告を行う。

この①②の報告体制を必須とし、必要に応じて③市長、副市長まで報告を行う。この報告体制はチェックリストの項目に明記した。

また、局内、所属内で共有し職員に対し周知徹底した。